

走井学校給食センター植栽維持管理業務仕様書

1. 適用範囲

この仕様書は、豊中市教育委員会（以下「発注者」という。）が株式会社久保造園土木（以下「受注者」という。）へ委託する「走井学校給食センター植栽維持管理業務」（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

2. 業務の実施場所 走井学校給食センター（豊中市走井3丁目27番の1）

3. 業務履行期間

令和8年（2026年）6月8日から令和9年（2027年）3月31日

4. 業務時間

午前8時30分から午後5時00分までを業務時間とし、業務実施日は土、日曜日、休日を除く日とするが発注者の許可を得た場合は、この限りではない。

また、給食センターの稼働中は作業できない箇所もある為、本業務を行う際は事前に発注者の許可を得ること。

5. 業務概要

走井学校給食センターについて除草・清掃・薬剤散布・剪定伐採を下記により作業すること。

（1）除草作業：年4回

イ. 除草については、人力除草（刈取り・抜取り含む）・機械除草にて行い、薬品による除草は一切認めない。

ロ. 除草処分物の現場での焼却は一切認めない。なお、処分物は原則として清掃工場へ搬入（処分費含む）するものとし、搬入の際は助手が添乗し、工場内では係員の指示に従うこと。特に処分物については、土・砂等を十分に落とし、不燃物は絶対に混入しないようにすること。

（2）清掃作業：年4回（うち年1回集水桝清掃）

イ. 側溝清掃および集水桝清掃については、土・泥その他ごみの定期清掃を行う。
なお、大雨等により作業が必要であると思われるときは、別途指示による清掃作業を行う。

ロ. 施設内清掃については、落葉・ごみ・空きカン等の定期清掃を行う。

ハ. 清掃作業によるごみ等の処分物の処分についても、（1）のロ. によること。

（3）薬剤散布作業：年2回

イ. 薬剤散布については、時期・使用薬剤の種類等病虫害の駆除に効果が得られるように行うこと。

ロ．散布する薬剤については、劇物に指定されているものもあるので、その取扱いについては注意すること。

ハ．散布については、事前に近隣住民等に周知を図り、利用者並びに近隣住宅等に十分注意を払い実施すること。万一、被害が出た場合は、受託者がその責を負うこと。

(4) 剪定枯木撤去作業

イ．高木剪定：年1回

低木剪定：年1回

生垣剪定：年2回

剪定作業は、樹木の最適な時期に行うものとする。

ロ．樹木の剪定枯木撤去については、発注者と相談の上、適宜実施するものとする。

ハ．剪定枝、枯木については、速やかに処分すること。処分方法は、(1)のロ．によること。

(5) 施肥作業：年1回

樹木等の生長に必要とされる年間の養分補給を最適な時期に行うものとする。

6. その他

(1) 作業の実施計画について、事前に発注者と協議し、承認を得ること。各作業を実施するにあたっては、適宜、発注者に連絡し、その指示に従うこと。

(2) 作業日誌を備え、作業内容を詳細に記載し、適宜、発注者に提出すること。

(3) 除草・薬剤散布・剪定伐採・側溝清掃・集水桝清掃作業の実施にあたっては、作業前・中・後の作業写真を撮り、適宜、発注者に提出すること。

(4) 第三者が本業務の作業によって生じた瑕疵により被害を受けた場合明らかに業務実施上の過失・怠慢によると判明したときは、受注者が賠償等全責任を負うものとする。

(5) 受注者は本業務に関し、現場責任者を定めるとともに労災保険成立証明書等関係法令・条例・規則を遵守すること。

(6) 本業務で使用する機材及び資材については、すべて受注者の負担とする。

(7) 利用者及び近隣住民等の対応について、発注者の指示に誠意をもってあたること。

(8) 本仕様書に定めのない事項及び変更が生じた場合は、発注者、受注者が協議を行い、発注者の指示に従うものとする。

	形状寸法	数量	単位
高木剪定	H=3.0 C=0.30 W=1.0	122	本
低木剪定	H=0.4 W=0.4	2350	株
生垣剪定	H=1.8 W=0.4	289	本